

飲食業及び宿泊業を対象とした事業継続サポート給付金事業について

◆ 内 容

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、売上げが減少した飲食業及び宿泊業（中小企業、小規模事業者及び個人事業主）を営む方々に対し、今後の事業継続に必要な経費をサポートするための給付金を支給します。

◆ 事業概要

- 1 対象者 次のいずれも満たす飲食業及び宿泊業を営む中小企業、小規模事業者及び個人事業主
 - ①令和3年1月から8月までのいずれかの月の売上げが前年比または前々年比20%以上減少している事業者 及び 令和2年1月以降に開業した事業者
 - ②市内で事業を営んでいる事業者 及び 市外で事業を営んでいる市内在住の個人事業主
- 2 事業者数 800事業者（概算）
- 3 給付額 10万円（1事業者あたり）
- 4 総事業費 8,200万円（事務費200万円含む）

◆ 申 請

- 1 申込み期間 令和3年5月28日（金）～令和3年9月30日（木）
- 2 申込み方法 郵送で産業政策課 給付金担当へ
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送のみ。

◆ 提出書類

- 1 申請書
- 2 売上高算出表兼誓約書
- 3 請求書
- 4 営業許可証の写し
- 5 売上高の確認書類 または 創業日の確認書類
- 6 本人確認書類 等

◆ 周知方法

- 1 鈴鹿市ホームページ等
- 2 広報すずか6月5日号
- 3 商工会議所及び商店街等を通じて周知

【問い合わせ先】

産業振興部 産業政策課 担当 長谷川・山本（直通電話382-8698）